

平成30年度 第1回三重県道路インフラメンテナンス協議会

概 要

平成30年度第1回協議会を開催し、規約改正、平成29年度点検結果、平成30年度点検計画について確認・承認されました。

平成29年度までの三重県内の橋梁点検について、点検実施率は約85%であり、全国平均約82%、中部地方整備局管内4県の平均約82%に比べ、若干高いことが報告されました。

平成30年度の橋梁点検計画について、三重県全体で2,998橋の点検を行う予定であること、また、今年度内にすべての橋梁を点検できるように、点検を実施していくことを確認しました。

開催日時・場所等

日 時：平成30年10月26日（金） 14:00～16:10

場 所：三重県勤労者福社会館 6F 講堂

参加者：61名 中部地方整備局（17名）、三重県（6名）、市町（29市町33名）
NEXCO（3名）、三重県建設技術センター（2名）

会議状況



平成30年度 第1回
三重県道路インフラメンテナンス協議会

日時：平成30年10月26日(金) 14:00～16:00
場所：三重県勤労者福祉会館 講堂6階

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

(1) 規約改正について

(2) H29年度点検結果について

(3) H30年度点検計画について

(4) その他

～ (休 憩) ～

4. 意見交換

5. 閉 会

1. 規約改正について

【改正内容】

○組織改正により、

- ・「規約」第4条(組織)4項の『協議会の構成の「別表－1」の内容変更
- ・「規約」第4条(組織)6項の『幹事会の構成の「別表－2」の内容変更

三重県道路インフラメンテナンス協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「三重県道路インフラメンテナンス協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 道路インフラの維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路インフラの点検、修繕計画等の把握・調整・発注支援に関すること。
- (3) 道路インフラの損傷事例や技術基準等の共有に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(組 織)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、三重県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者及び協議会が必要と認めるもので組織する。

2. 協議会には、会長及び副会長を置くものとし会長は国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長、副会長は三重県県土整備部道路管理課長及び中日本高速道路会社名古屋支社津保全・サービスセンター所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 協議会の構成は「別表-1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができる。
ただし、必要に応じ会長が指名する者の参加を求めることができる。
6. 協議会には、高速自動車国道、一般国道、県道、市町道の代表者等からなる、幹事会を置くものとし構成は「別表-2」のとおりとする。
7. 協議会に、道路インフラ等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口として、「長寿命化推進室」を設置するものとし国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所の道路管理第二課に置く。

(幹事会)

第5条 幹事会は、会長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 協議会の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 協議会における協議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、協議会の運営に際し必要となる事項の調整

(事務局)

第6条 協議会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第二課、三重県
県土整備部道路管理課、道路建設課及び中日本高速道路株式会社名古屋支社津保全・
サービスセンター総務企画担当課が担うものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本協議会の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

2. 協議会の運営に関する事項は運営細則で定める。また運営細則の改正等は規約第7
条に準じる。

(附則)

本規約は、平成26年3月18日から施行する。

本規約は、平成26年6月19日から施行する。

本規約は、平成28年1月15日から施行する。

本規約は、平成28年7月12日から施行する。

本規約は、平成29年1月31日から施行する。

本規約は、平成29年7月18日から施行する。

本規約は、平成30年10月26日から施行する。

別表－ 1

三重県道路インフラメンテナンス協議会 名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省中部地方整備局	三重河川国道事務所長
	〃	道路部 道路保全企画官
	〃	道路部 地域道路課長
	〃	北勢国道事務所長
	〃	紀勢国道事務所長
	〃	中部技術事務所長
副会長	三重県県土整備部	道路管理課長
	〃	道路建設課長
副会長	中日本高速道路株式会社名古屋支社	津保全・サービスセンター所長
	〃	桑名保全・サービスセンター所長
	〃	保全・サービス事業部 企画統括チームリーダー
	桑名市	都市整備部長
	いなべ市	建設部長
	木曾岬町	建設課長
	東員町	建設部長
	四日市市	都市整備部長
	菰野町	都市整備課長
	朝日町	産業建設課長
	川越町	産業建設課長
	鈴鹿市	土木部長
	亀山市	産業建設部長
	津市	建設部長
	松阪市	建設部長

	所 属	役 職
	多気町	建設課長
	明和町	まち整備課長
	大台町	建設課長
	伊勢市	都市整備部長
	玉城町	建設課長
	大紀町	建設課長
	南伊勢町	建設課長
	度会町	建設課長
	鳥羽市	建設課長
	志摩市	建設部長
	伊賀市	建設部長
	名張市	都市整備部長
	尾鷲市	建設課長
	紀北町	建設課長
	熊野市	建設課長
	御浜町	建設課長
	紀宝町	産業建設課長
	公益財団法人三重県建設技術センター	研修・調査部長
事務局：国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所道路管理第二課		
三重県県土整備部 道路管理課・道路建設課		
中日本高速道路株式会社名古屋支社 津保全・サービスセンター総務企画担当課		

別表－２

三重県道路インフラメンテナンス協議会 幹事会 名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省中部地方整備局	三重河川国道事務所副所長
	〃	道路部 道路構造保全官
	〃	道路部 地域道路課課長補佐
	〃	北勢国道事務所 副所長
	〃	紀勢国道事務所 副所長
	〃	中部技術事務所 副所長
副幹事長	三重県県土整備部	道路管理課 道路維持班長
	〃	道路建設課 橋りょう・市町道班長
副幹事長	中日本高速道路株式会社名古屋支社 津保全・サービスセンター	総務企画担当課長
	〃 桑名保全・サービスセンター	総務企画担当課長
	〃	保全・サービス事業部企画統括チーム サブリーダー
	桑名市	土木課長
	いなべ市	建設課長
	木曾岬町	建設課長
	東員町	建設課長
	四日市市	道路整備課長
	菰野町	都市整備課長
	朝日町	産業建設課長
	川越町	産業建設課長
	鈴鹿市	道路保全課長
	亀山市	土木課長
	津市	建設整備課長

	所 属	役 職
	松阪市	建設保全課長
	〃	土木課長
	多気町	建設課長
	明和町	まち整備課長
	大台町	建設課長
	伊勢市	維持課長
	玉城町	建設課長
	大紀町	建設課長
	南伊勢町	建設課長
	度会町	建設課長
	鳥羽市	建設課長
	志摩市	建設整備課長
	伊賀市	道路河川課長
	名張市	維持管理室長
	尾鷲市	建設課長
	紀北町	建設課長
	熊野市	建設課長
	御浜町	建設課長
	紀宝町	産業建設課長
	公益財団法人三重県建設技術センター	研修・調査部 次長
事務局：国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所道路管理第二課		
三重県県土整備部 道路管理課・道路建設課		
中日本高速道路株式会社名古屋支社 津保全・サービスセンター総務企画担当課		

平成30年度
第1回 三重県道路インフラメンテナンス協議会

議事資料

平成30年10月26日

会議資料目次(1)

1. H29年度点検結果

【資料1-1】全国の点検実施状況(全体)	1
【資料1-2】中部地整管内の点検実施状況(全体)	2
【資料1-3】三重県の点検実施状況(全体)	3
【資料2-1】全国の点検実施状況(橋梁)	4
【資料2-2】中部地整管内の点検実施状況(橋梁)	5
【資料2-3】三重県の点検実施状況(橋梁)	6
【資料3-1】全国の点検結果(橋梁)	7
【資料3-2】中部地整管内の点検結果(橋梁)	8
【資料3-3】三重県の点検結果(橋梁)	9
【資料3-3-1】三重県の各道路管理者別点検実施数、診断結果(橋梁)	10
【資料3-4】全国の点検結果(トンネル)	11
【資料3-5】中部地整管内の点検結果(トンネル)	12
【資料3-6】三重県の点検結果(トンネル)	13
【資料3-6-1】三重県の各道路管理者別点検実施数、診断結果(トンネル)	14
【資料3-7】全国の点検結果(道路附属物等)	15
【資料3-8】中部地整管内の点検結果(道路附属物等)	16
【資料3-9】三重県の点検結果(道路附属物等)	17
【資料3-9-1】三重県の各道路管理者別点検実施数、診断結果(道路附属物等)	18
【資料4】三重県の判定区分Ⅳの構造物リスト	19

会議資料目次(2)

【資料5-1】中部地整の点検実施状況、点検結果(舗装).....	20
【資料5-2】三重県の点検実施状況、点検結果(舗装).....	21
【資料6】中部地整、三重県の点検実施状況、点検結果(小規模附属物)	22
【資料7】中部地整、三重県の管理施設数(土工構造物).....	23

2. H30年度点検計画について

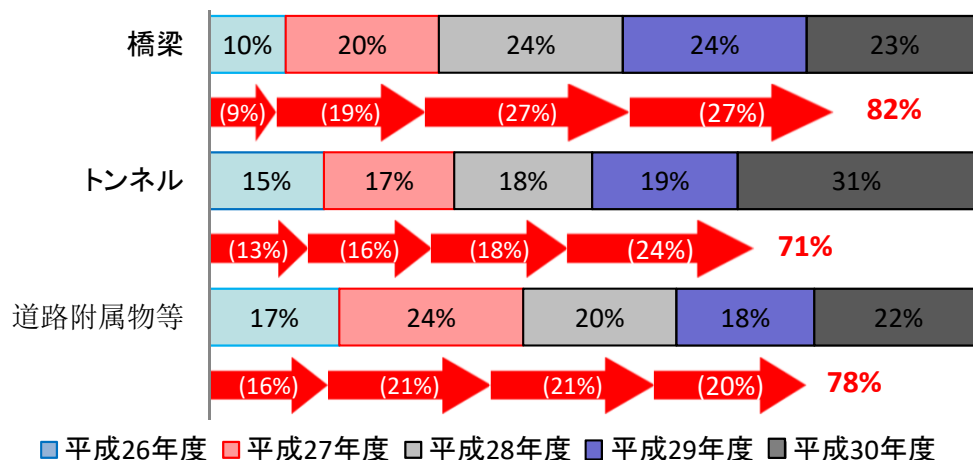
【資料8-1】全国の点検計画.....	24
【資料8-2】中部地整管内の点検計画.....	25
【資料8-3】三重県の点検計画.....	26
【資料9】三重県の管理者別	27
道路橋、道路トンネル、シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識点検計画	

全国の点検実施状況(全体)

○平成29年度までの点検実施率は、橋梁約82%、トンネル約71%、道路附属物等約78%

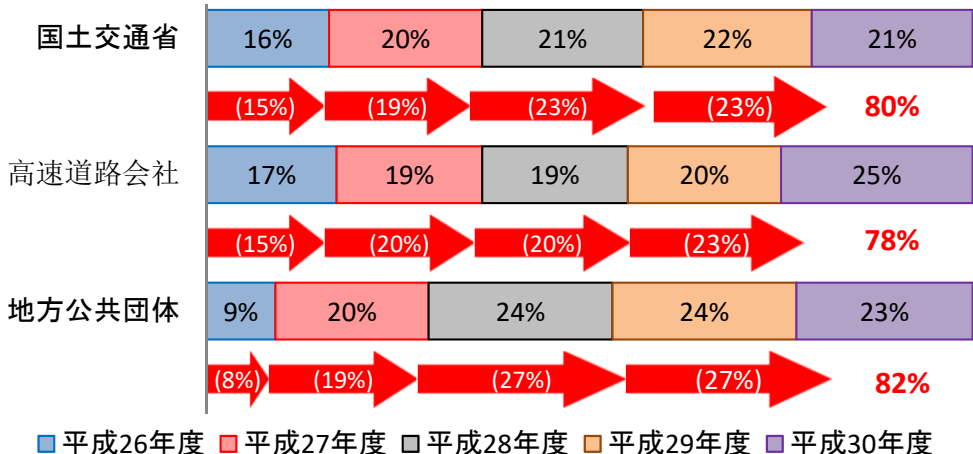
○橋梁については、国土交通省、高速道路会社、地方公共団体の各管理者において、約8割の点検が完了

<5年間の点検計画と平成29年度の実施状況>



■平成26年度 ■平成27年度 ■平成28年度 ■平成29年度 ■平成30年度

➡ 平成26~29年度実施状況



■平成26年度 ■平成27年度 ■平成28年度 ■平成29年度 ■平成30年度

➡ 平成26~29年度実施状況

※5年間の点検計画については、平成26年時点の計画

<各構造物の点検実施状況>

道路施設	管理施設数	計画点検数		点検実施数		点検実施率 (%)
		上段:H26~H28	下段:H29	上段:H26~H28	下段:H29	
橋梁	725,486	382,879	172,180	398,243	192,619	55
トンネル	11,169	5,411	2,061	5,227	2,705	47
道路附属物等	40,879	24,000	6,978	23,781	8,067	58

※ H30.3月末時点

<橋梁点検状況(管理者別)>

管理者	管理施設数	計画点検数		点検実施数		点検実施率 (%)
		上段:H26~H28	下段:H29	上段:H26~H28	下段:H29	
国土交通省	37,992	21,480	8,354	21,733	8,808	57
高速道路会社	23,652	12,678	4,570	13,084	5,340	55
地方公共団体	663,842	348,721	15,256	363,426	178,471	55
合計	725,486	382,879	172,180	398,243	192,619	55

※ H30.3月末時点

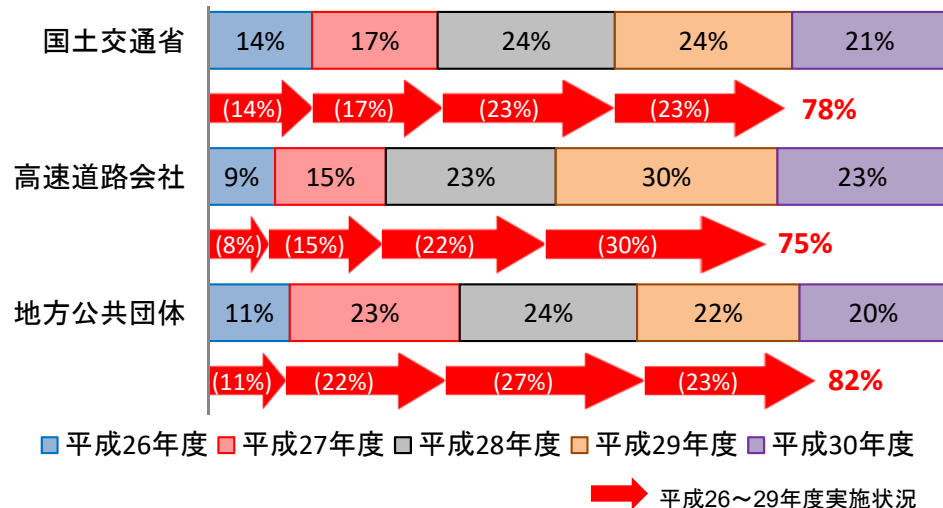
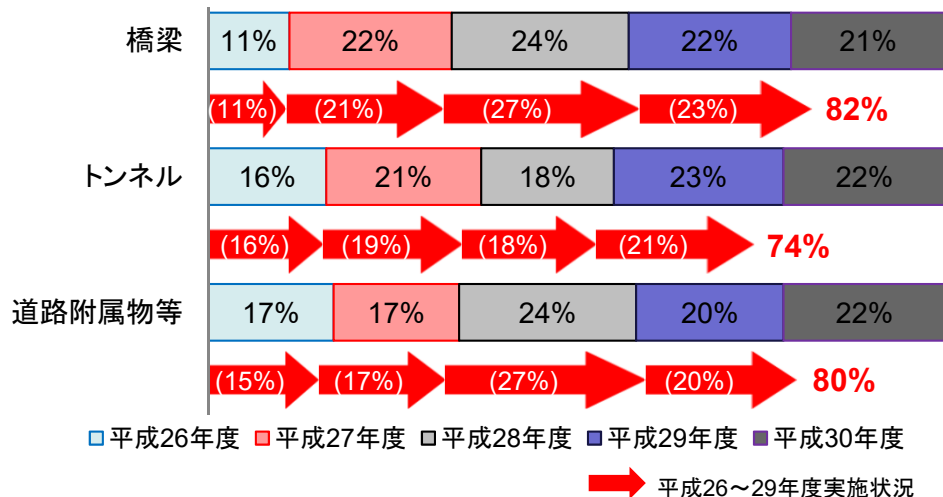
中部地整管内の点検実施状況(全体)

○平成29年度までの点検実施率は、橋梁約82%、トンネル約74%、道路附属物等約80%

○橋梁については、国土交通省、高速道路会社、地方公共団体の各管理者において、約8割の点検が完了

<5年間の点検計画と平成29年度の点検実施状況>

[中部地整管内(長野県除く)]



※5年間の点検計画については、平成26年時点の計画

<各構造物の点検実施状況>

道路施設	管理施設数	計画点検数		点検実施数		点検実施率 (%)
		上段:H26~H28	下段:H29	上段:H26~H28	下段:H29	
橋梁	103,437	60,515	22,448	60,515	24,022	59
トンネル	1,180	621	266	621	252	53
道路附属物等	6,260	3,716	1,136	3,716	1,274	59
						20

※ H30.3月末時点

<橋梁点検状況(管理者別)>

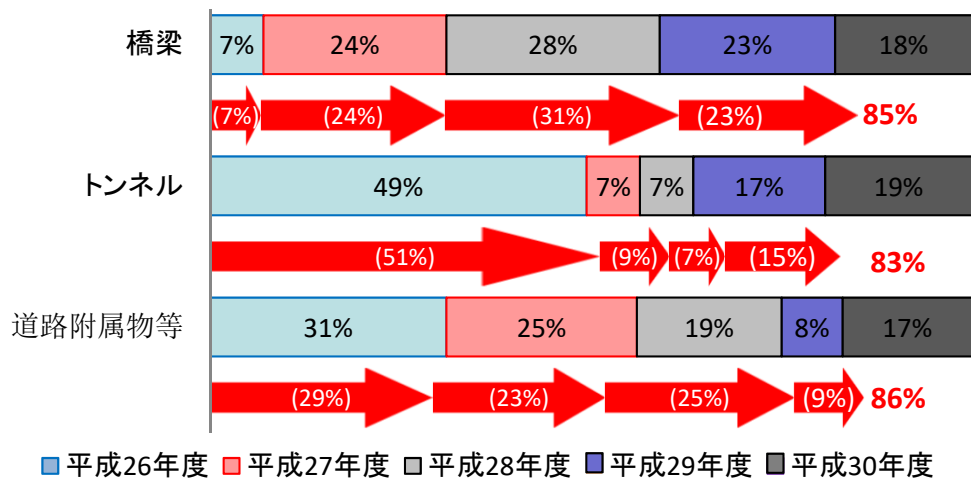
管理者	管理施設数	計画点検数		点検実施数		点検実施率 (%)
		上段:H26~H28	下段:H29	上段:H26~H28	下段:H29	
国土交通省	5,179	2,847	1,196	2,847	1,190	55
高速道路会社	2,999	1,368	893	1,368	893	46
地方公共団体	95,259	56,300	20,359	56,300	21,939	59
合計	103,437	60,515	22,448	60,515	24,022	59
						23

※ H30.3月末時点

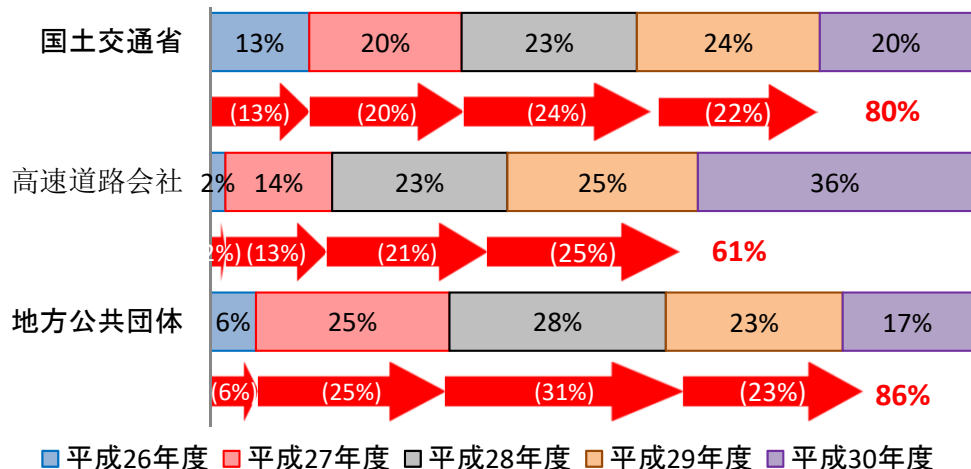
○平成29年度までの点検実施率は、橋梁約85%、トンネル約83%、道路附属物等約86%

○橋梁については、国土交通省、高速道路会社、地方公共団体の各管理者において、約8割の点検が完了

<5年間の点検計画と平成29年度の実施状況>



■平成26年度 ■平成27年度 ■平成28年度 ■平成29年度 ■平成30年度
 → 平成26～29年度実施状況



■平成26年度 ■平成27年度 ■平成28年度 ■平成29年度 ■平成30年度
 → 平成26～29年度実施状況

※5年間の点検計画については、平成26年時点の計画

<各構造物の点検実施状況>

道路施設	管理施設数	計画点検数		点検実施数		点検実施率 (%)
		上段:H26~H28 下段:H29	上段:H26~H28 下段:H29	上段:H26~H28 下段:H29	上段:H26~H28 下段:H29	
橋梁	20,010	12,313	4,273	12,313	4,699	62
トンネル	219	148	37	148	33	68
道路附属物等	754	578	41	578	68	77

※ H30.3月末時点

<橋梁点検状況(管理者別)>

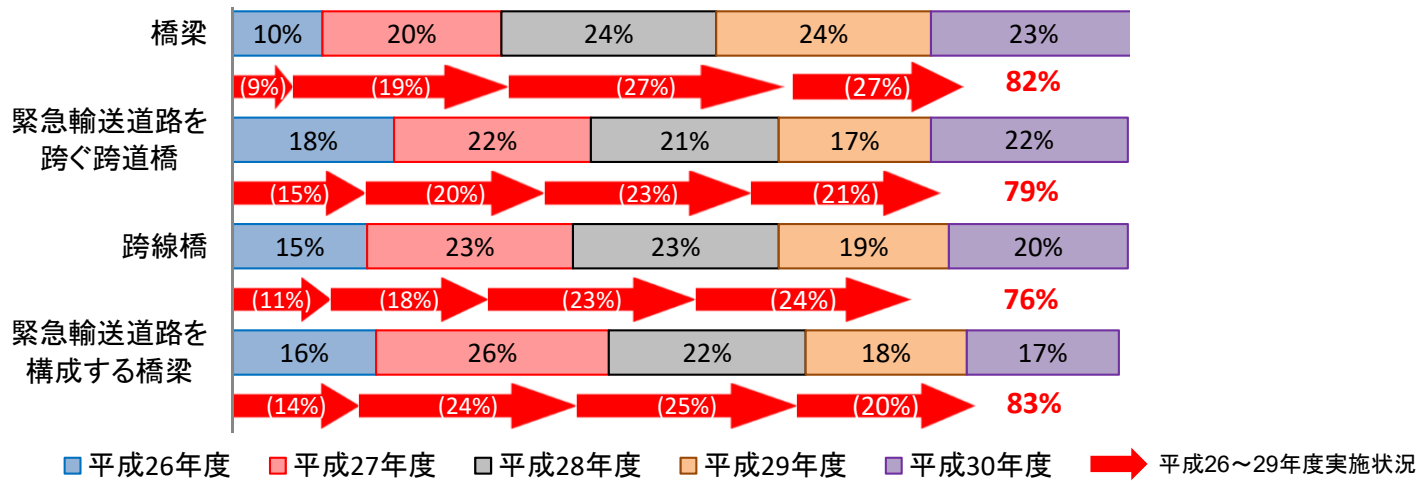
管理者	管理施設数	計画点検数		点検実施数		点検実施率 (%)
		上段:H26~H28 下段:H29	上段:H26~H28 下段:H29	上段:H26~H28 下段:H29	上段:H26~H28 下段:H29	
国土交通省	1,473	850	324	850	324	58
高速道路会社	430	157	108	157	108	37
地方公共団体	18,107	11,306	3,841	11,306	4,267	62
合計	20,010	12,313	4,273	12,313	4,699	62

※ H30.3月末時点

全国の点検実施状況(橋梁)

○最優先で点検すべき橋梁の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約79%、跨線橋約76%、緊急輸送道路を構成する橋梁約83%であり、全体の約8割の点検が完了

＜最優先で点検すべき橋梁の点検計画と平成29年度の実施状況＞



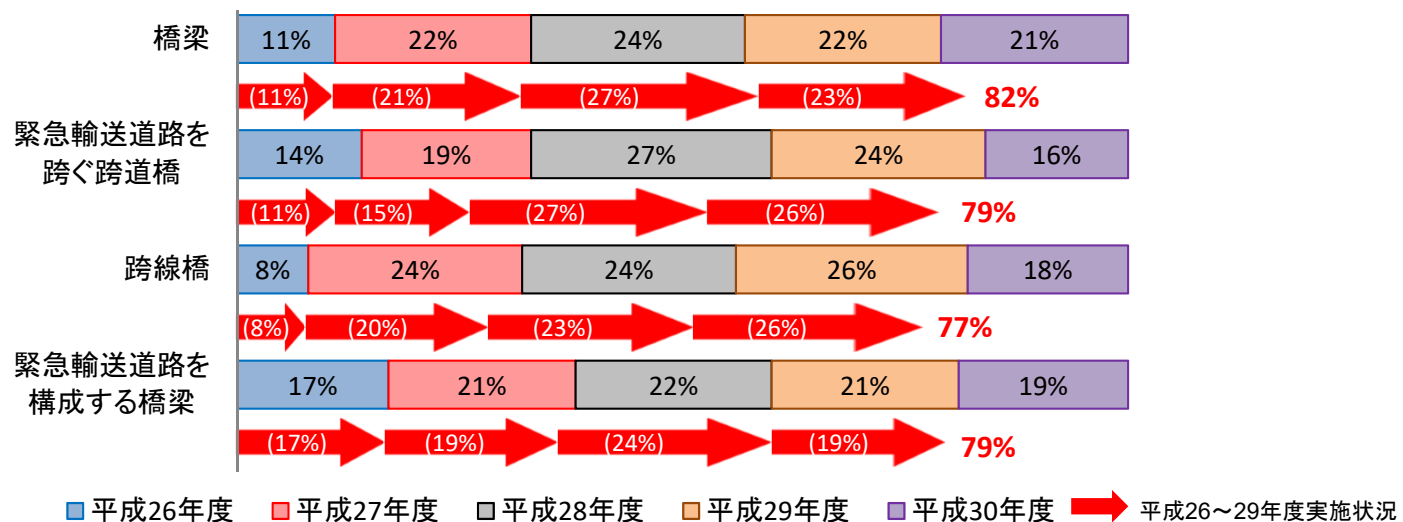
※5年間の点検計画については、平成26年時点の計画

道路施設	管理施設数	計画点検数		点検実施率 (%)
		上段:H26～H28 下段:H29	点検実施数 上段:H26～H28 下段:H29	
橋梁	725,486	382,879 172,180	398,243 192,619	55 27
緊急輸送道路 を跨ぐ跨道橋	14,656	8,063 2,228	8,498 3,084	58 21
跨線橋	9,372	5,558 1,739	4,853 2,246	52 24
緊急輸送道路 を構成する橋梁	122,954	77,425 21,791	77,523 24,398	63 20

※ H30.3月末時点

○最優先で点検すべき橋梁の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約79%、跨線橋約77%、緊急輸送道路を構成する橋梁約79%であり、全体の約8割の点検が完了

＜最優先で点検すべき橋梁の5年間の点検計画と平成29年度の実施状況＞ [中部地整管内(長野県除く)]



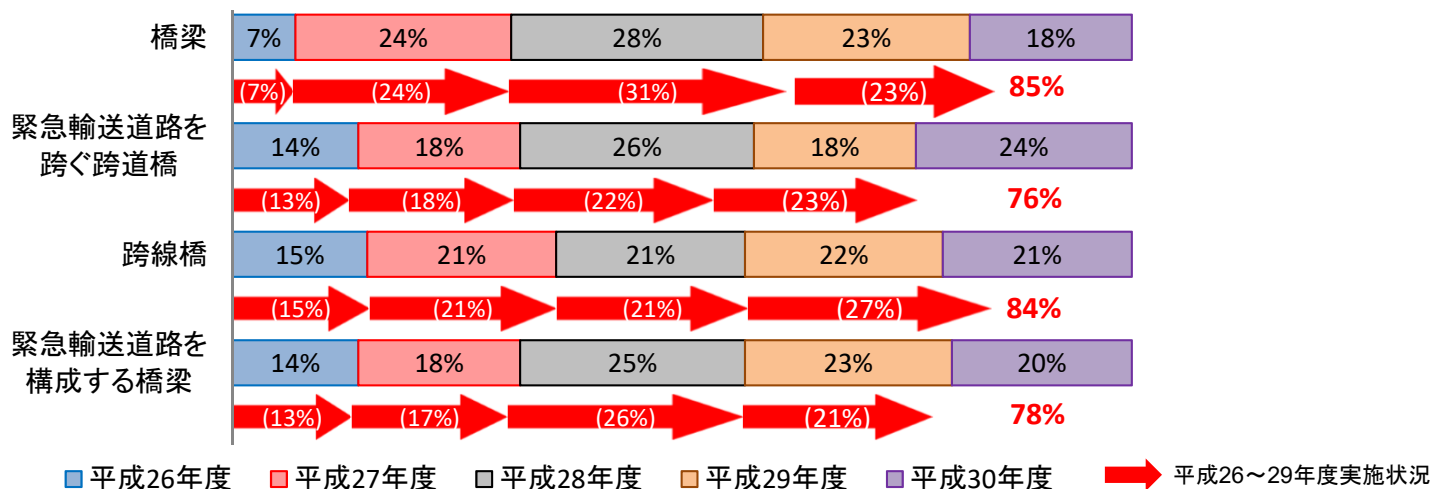
※5年間の点検計画については、平成26年時点の計画

管理者	管理施設数	計画点検数		点検実施率 (%)
		上段:H26~H28 下段:H29	点検実施数	
橋梁	103,437	60,515	60,515	59
		22,448	24,022	23
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	2,081	1,099	1,099	53
		517	539	26
跨線橋	1,054	540	540	51
		266	270	26
緊急輸送道路を構成する橋梁	15,726	9,433	9,433	60
		3,016	3,061	19

※ H30.3月末時点

○最優先で点検すべき橋梁の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約76%、跨線橋約84%、緊急輸送道路を構成する橋梁約78%であり、全体の約8割の点検が完了

＜最優先で点検すべき橋梁の点検計画と平成29年度の実施状況＞



※5年間の点検計画については、平成26年時点の計画

道路施設	管理施設数	計画点検数		点検実施率 (%)
		上段:H26～H28 下段:H29	点検実施数	
橋梁	20010	12,313	12,313	62
		4,273	4,699	23
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	230	123	123	53
		38	52	23
跨線橋	230	132	132	57
		53	62	27
緊急輸送道路を構成する橋梁	3010	1,711	1,711	57
		620	630	21

※ H30.3月末時点

- 全国の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は147橋（0.1%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は15,576橋（8%）、さらに、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は91,886橋（48%）

<平成29年度管理者別点検結果(橋梁)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	37,992	8,808	5,671	2,383	754	0
高速道路会社	23,652	5,340	362	4,282	696	0
都道府県 政令市	186,859	44,044	18,497	21,011	4,530	6
市町村	476,983	134,427	60,480	64,210	9,596	141
合計	725,486	192,619	85,010	91,886	15,576	147

※ H30.3月末時点

- 中部地整管内の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が18橋（0.1%）あり、また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は1,499橋（6%）、さらに、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は10,908橋（45%）

<平成29年度管理者別点検結果(橋梁)>

[中部地整管内(長野県除く)]

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	5,179	1,190	707	371	112	0
高速道路会社	2,999	893	52	717	124	0
県・公社	17,914	3,529	1,210	2,001	318	0
市町村	77,345	18,410	9,628	7,819	945	18
合計	103,437	24,022	11,597	10,908	1,499	18

※ H30.3月末時点

- 三重県内の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は3橋（0.1%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は220橋（5%）、さらに、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は1728橋（37%）

<平成29年度管理者別点検結果(橋梁)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	1,473	324	186	103	35	0
高速道路会社	430	108	5	80	23	0
県	4,212	811	423	343	45	0
市町村	13,895	3,456	2,134	1,202	117	3
合計	20,010	4,699	2,748	1,728	220	3

※ H30.3月末時点

【三重県(橋梁)】各道路管理者別平成29年度点検実施数、診断結果

平成30年3月30日時点

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国	1,473	324	186	103	35	0
高速道路会社	430	108	5	80	23	0
三重県	4,212	811	423	343	45	0
津市	2,258	1	0	1	0	0
四日市市	1,133	472	265	186	21	0
伊勢市	443	116	70	46	0	0
松阪市	1,775	582	282	278	22	0
桑名市	601	294	217	69	8	0
鈴鹿市	880	275	162	112	1	0
名張市	327	80	43	31	5	1
尾鷲市	189	93	66	24	3	0
亀山市	310	69	46	19	4	0
鳥羽市	148	42	28	12	2	0
熊野市	411	155	95	45	15	0
いなべ市	560	0	0	0	0	0
志摩市	286	100	79	18	3	0
伊賀市	1,594	680	453	208	19	0
木曾岬町	224	58	47	11	0	0
東員町	139	0	0	0	0	0
菰野町	400	0	0	0	0	0
朝日町	31	0	0	0	0	0
川越町	72	0	0	0	0	0
多気町	406	195	154	37	4	0
明和町	240	0	0	0	0	0
大台町	199	0	0	0	0	0
玉城町	167	0	0	0	0	0
度会町	64	20	9	9	0	2
大紀町	166	0	0	0	0	0
南伊勢町	313	76	27	42	7	0
紀北町	257	105	63	39	3	0
御浜町	154	0	0	0	0	0
紀宝町	148	43	28	15	0	0
三重県道路公社	0	0	0	0	0	0
合計	20,010	4,699	2,748	1,728	220	3

- 全国のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は1,058トンネル（39%）、また、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は1,573トンネル（58%）

<平成29年度管理者別点検結果(トンネル)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	1,610	321	21	214	86	0
高速道路会社	1,958	331	3	212	116	0
都道府県 政令市	5,366	1,691	30	958	700	3
市区町村	2,235	362	10	189	156	7
合計	11,169	2,705	64	1,573	1,058	10

※ H30.3月末時点

- 中部地整管内のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が1トンネル（0.4%）あり、また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は84トンネル（33%）、さらに、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は161トンネル（64%）

<平成29年度管理者別点検結果(トンネル)>

[中部地整管内(長野県除く)]

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	113	23	1	20	2	0
高速道路会社	260	59	0	48	11	0
県・公社	526	106	0	59	47	0
市町村	281	64	5	34	24	1
合計	1,180	252	6	161	84	1

※ H30.3月末時点

- 三重県のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は9トンネル（27%）、また、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は24トンネル（73%）

<平成29年度管理者別点検結果(トンネル)>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	36	9	0	9	0	0
高速道路会社	24	7	0	7	0	0
県	130	16	0	8	8	0
市区町村	29	1	0	0	1	0
合計	219	33	0	24	9	0

※ H30.3月末時点

【三重県(トンネル)】各道路管理者別平成29年度点検実施数、診断結果

平成30年3月30日時点

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国	36	9	0	9	0	0
高速道路会社	24	7	0	7	0	0
三重県	130	16	0	8	8	0
津市	2	0	0	0	0	0
四日市市	0	0	0	0	0	0
伊勢市	2	0	0	0	0	0
松阪市	3	0	0	0	0	0
桑名市	0	0	0	0	0	0
鈴鹿市	0	0	0	0	0	0
名張市	0	0	0	0	0	0
尾鷲市	7	0	0	0	0	0
亀山市	0	0	0	0	0	0
鳥羽市	1	0	0	0	0	0
熊野市	2	0	0	0	0	0
いなべ市	1	0	0	0	0	0
志摩市	0	0	0	0	0	0
伊賀市	0	0	0	0	0	0
木曾岬町	0	0	0	0	0	0
東員町	0	0	0	0	0	0
菰野町	0	0	0	0	0	0
朝日町	0	0	0	0	0	0
川越町	0	0	0	0	0	0
多気町	1	1	0	0	1	0
明和町	0	0	0	0	0	0
大台町	0	0	0	0	0	0
玉城町	0	0	0	0	0	0
度会町	0	0	0	0	0	0
大紀町	1	0	0	0	0	0
南伊勢町	4	0	0	0	0	0
紀北町	2	0	0	0	0	0
御浜町	1	0	0	0	0	0
紀宝町	2	0	0	0	0	0
三重県道路公社	0	0	0	0	0	0
合計	219	33	0	24	9	0

- 全国の道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は1,352箇所（17%）、さらに、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は4,205箇所（52%）

<平成29年度管理者別点検結果（道路附属物等）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	11,945	2,942	981	1,562	398	1
高速道路会社	11,884	1,702	744	893	65	0
都道府県 政令市等	14,035	2,879	681	1,431	766	1
市町村	3,015	544	102	319	123	0
合計	40,879	8,067	2,508	4,205	1,352	2

※ H30.3月末時点

○中部地整管内の道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は118箇所（9%）、また、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は649箇所（51%）

<平成29年度管理者別点検結果(道路附属物等)>

[中部地整管内(長野県除く)]

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	1,827	385	99	247	39	0
高速道路会社	1,568	327	162	162	3	0
県・公社	1,857	291	169	97	25	0
市町村	1,008	271	77	143	51	0
合計	6,260	1,274	507	649	118	0

※ H30.3月末時点

- 三重県の道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は2箇所（3%）、さらに、判定区分Ⅱ（長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は29箇所（43%）

<平成29年度管理者別点検結果（道路附属物等）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	308	12	1	9	2	0
高速道路会社	220	50	34	16	0	0
県	178	5	2	3	0	0
市町村	48	1	0	1	0	0
合計	754	68	37	29	2	0

※ H30.3月末時点

【三重県(道路附属物等)】各道路管理者別平成29年度点検実施数、診断結果

平成30年3月30日時点

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国	308	12	1	9	2	0
高速道路会社	220	50	34	16	0	0
三重県	178	5	2	3	0	0
津市	9	1	0	1	0	0
四日市市	9	0	0	0	0	0
伊勢市	0	0	0	0	0	0
松阪市	1	0	0	0	0	0
桑名市	18	0	0	0	0	0
鈴鹿市	3	0	0	0	0	0
名張市	0	0	0	0	0	0
尾鷲市	0	0	0	0	0	0
亀山市	0	0	0	0	0	0
鳥羽市	0	0	0	0	0	0
熊野市	0	0	0	0	0	0
いなべ市	1	0	0	0	0	0
志摩市	2	0	0	0	0	0
伊賀市	0	0	0	0	0	0
木曾岬町	0	0	0	0	0	0
東員町	0	0	0	0	0	0
菰野町	0	0	0	0	0	0
朝日町	1	0	0	0	0	0
川越町	0	0	0	0	0	0
多気町	1	0	0	0	0	0
明和町	0	0	0	0	0	0
大台町	1	0	0	0	0	0
玉城町	1	0	0	0	0	0
度会町	0	0	0	0	0	0
大紀町	0	0	0	0	0	0
南伊勢町	1	0	0	0	0	0
紀北町	0	0	0	0	0	0
御浜町	0	0	0	0	0	0
紀宝町	0	0	0	0	0	0
三重県道路公社	0	0	0	0	0	0
合計	754	68	37	29	2	0

○ 判定区分Ⅳの施設は、いずれも緊急措置（橋梁：通行止め）を実施

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

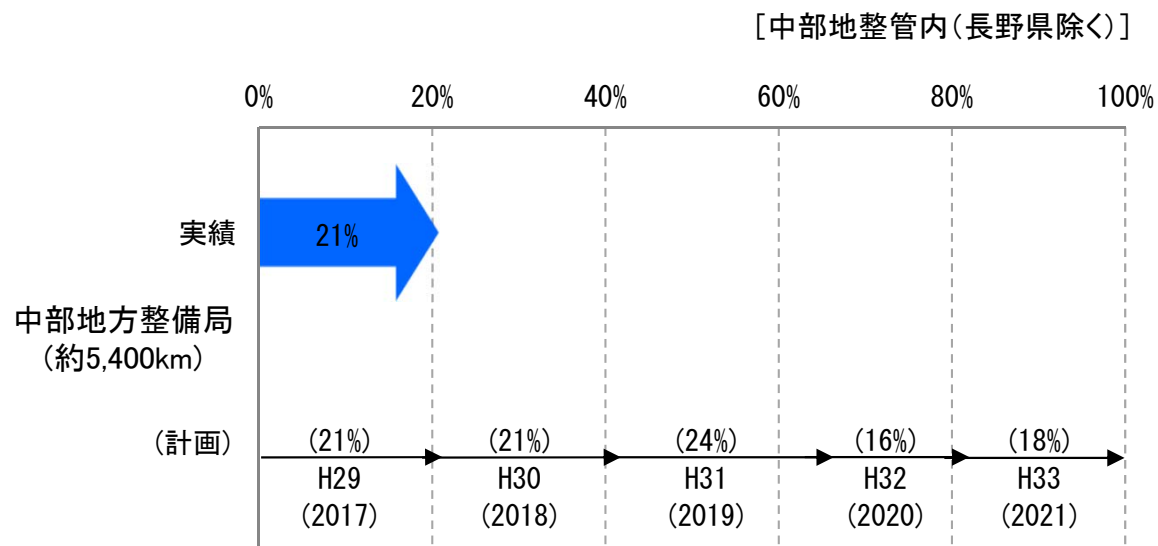
管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
名張市	西田原8号橋	市道西田原薦生線	1962	構造物の大部分が欠落及び崩落している。
度会町	五郎ヶ瀬橋	町道和井野権田線	1925	地覆、高欄の欠損、主桁の鉄筋露出、基礎の洗掘が見られる。
度会町	柳橋	町道向柳線	1942	主桁、床版に鉄筋露出、基礎に浸食などの損傷が見られる。

※判定区分

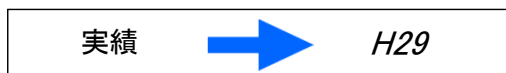
区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

- 中部地方整備局の管理する道路での舗装の定期点検実施率は、計画通り21%と着実に進捗
- 判定区分の割合(延べ車線延長ベース)は、アスファルト舗装: I 71%、II 22%、III-1 4%、III-2 3%、
コンクリート舗装: I 84%、II 16%

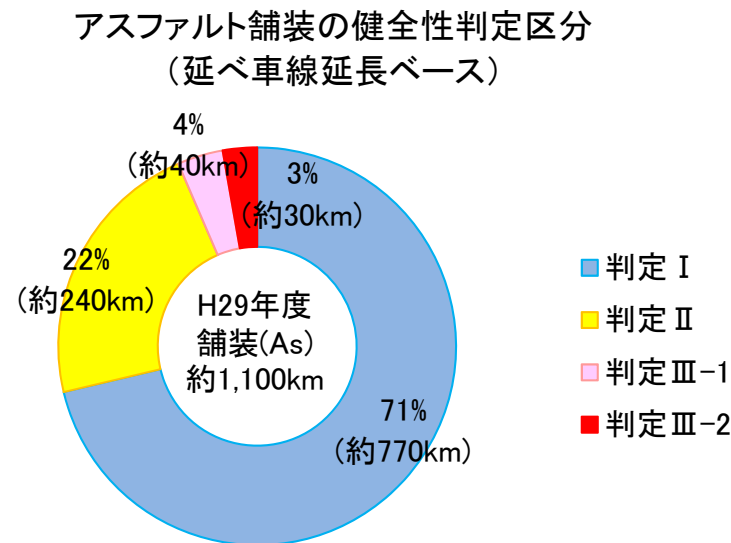
<5年間の点検計画と点検実施率(延べ車線延長ベース)>



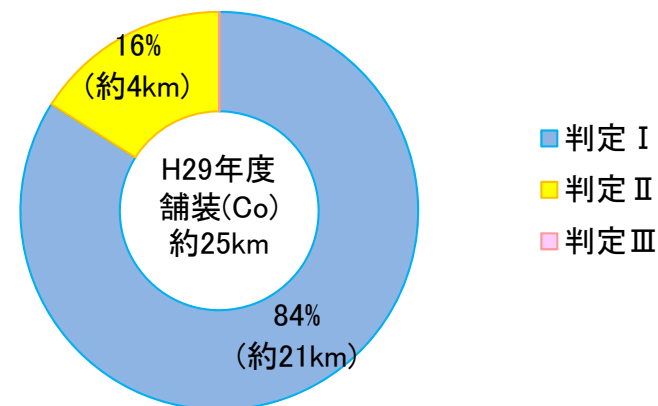
※ H30.3月末時点



<判定区分の割合>



コンクリート舗装の健全性判定区分 (延べ車線延長ベース)

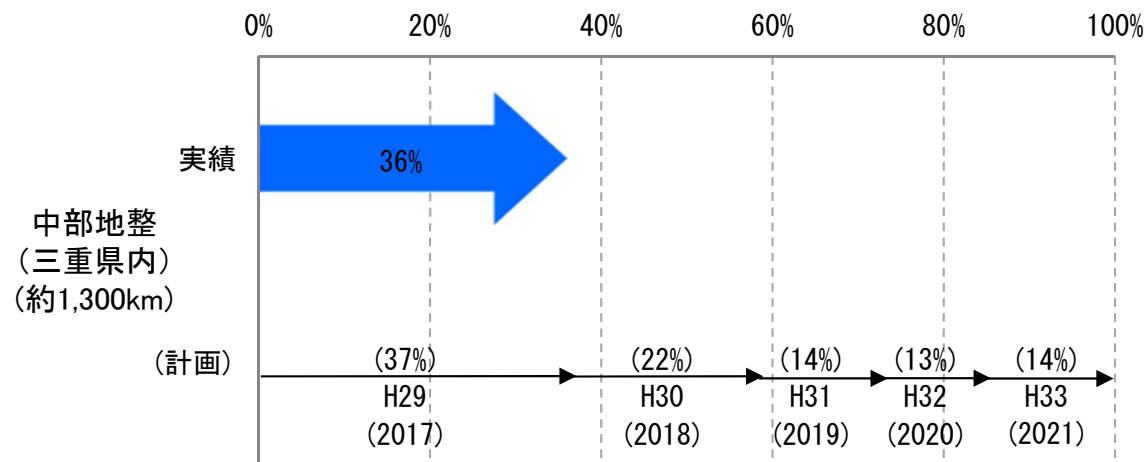


※ H30.3月末時点

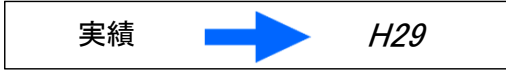
※延べ車線延長:点検対象となる車線延長の合計

○中部地整(三重県内)の管理する道路での舗装の定期点検実施率は、概ね計画通り36%と着実に進捗
 ○判定区分の割合(延べ車線延長ベース)は、アスファルト舗装: I 80%、II 13%、III-1 5%、III-2 2%
 コンクリート舗装: I 67%、II 33%

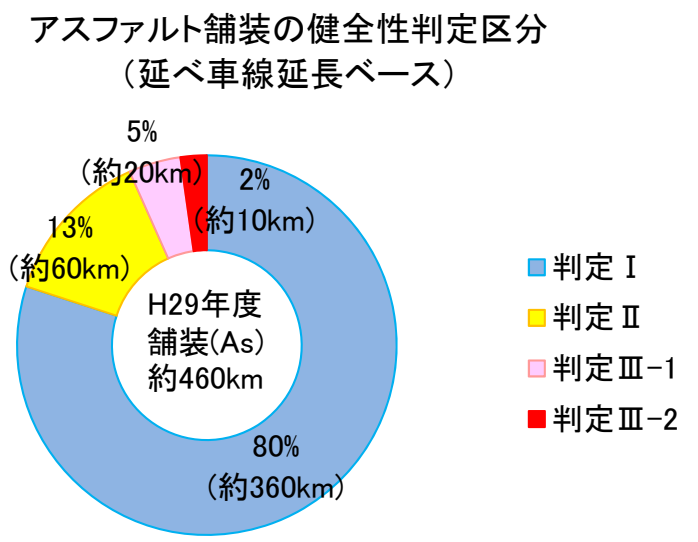
＜5年間の点検計画と点検実施率(延べ車線延長ベース)＞



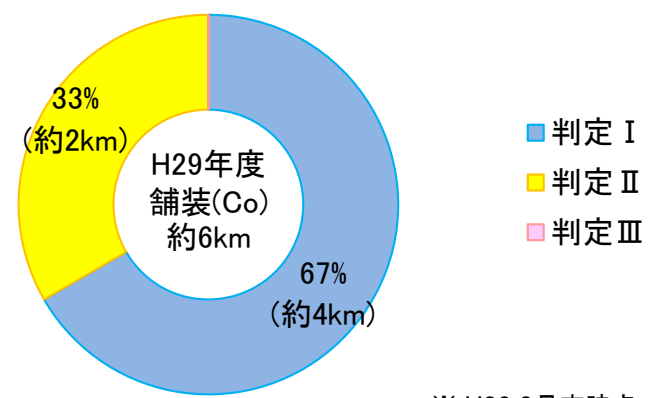
※ H30.3月末時点



＜判定区分の割合＞



コンクリート舗装の健全性判定区分 (延べ車線延長ベース)



※ H30.3月末時点

※延べ車線延長: 点検対象となる車線延長の合計

- 中部地方整備局では、約87,500施設の小規模附属物を管理しており、平成29年度内には約15%の施設で詳細点検を実施
- そのうち、三重県では、約22,400施設の小規模附属物を管理しており、平成29年度内には約14%の施設で詳細点検を実施

<中部地方整備局の管理施設数、点検実施状況>

[中部地整管内(長野県除く)]

管理者区分	管理施設数	詳細点検実施数(H29)	点検実施率
中部地方整備局	約87,500	約13,100	15%

※ H30.3月末時点

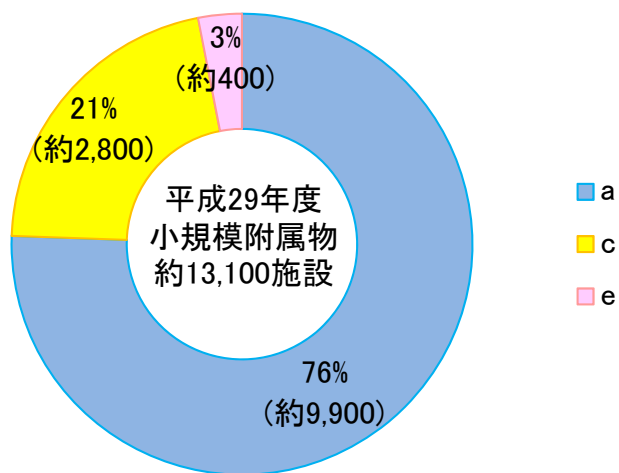
<三重県の管理施設数、点検実施状況>

管理者区分	管理施設数	詳細点検実施数(H29)	点検実施率
三重県	約22,400	約3,200	14%

※ H30.3月末時点

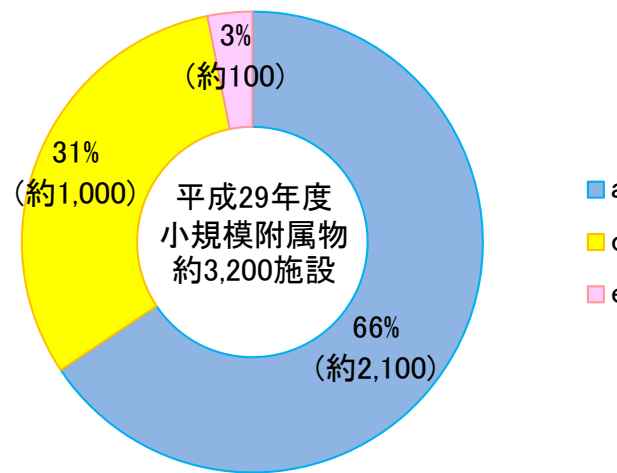
<中部地方整備局の点検結果>

損傷度の判定区分割合



<三重県の点検結果>

損傷度の判定区分割合



※損傷度の判定区分又は健全性の判定区分が示された施設を計上しています。健全性の判定区分(I~IV)が記録されていたものは、損傷度の判定区分に読み替え(I→a、II→c、IIIとIV→e)で集計しています。

※ H30.3月末時点

- 土工構造物については、重要度が高い特定道路土工構造物について点検を実施
- 中部地方整備局では、約1,100施設の特定道路土工構造物を管理
- そのうち、三重県では、約400施設の特定道路土工構造物を管理

※ 特定道路土工構造物とは、道路土工構造物のうち、長大切土又は高盛土のことをいう。
 長大切土：切土高おおむね15m以上の切土
 高盛土：盛土高おおむね10m以上の盛土

<中部地方整備局の管理施設数>

[中部地整管内(長野県除く)]

管理者区分	管理施設数
中部地方整備局	約1,100

※ H30.3月末時点

<三重県の管理施設数>

管理者区分	管理施設数
うち、三重県	約400

※ H30.3月末時点

※ 国土交通省では、道路土工構造物点検要領(平成30年6月 国土交通省 道路局 国道・技術課)に基づき、長大切土又は高盛土の区域(特定道路土工構造物)については5年に1回の頻度で近接目視により点検を実施することとしています。

国土交通省以外の道路管理者は、道路土工構造物点検要領(平成29年8月 国土交通省 道路局)(技術的助言)を参考に、適切に管理を行っています。

○全国において、平成30年度の点検計画数は、橋梁134,624橋、トンネル3,237箇所、道路附属物等9,031施設

<H30各構造物の点検計画>

道路施設	管理施設数	計画点検数	備考
橋梁	725,486	134,624	
トンネル	11,169	3,237	
道路附属物等	40,879	9,031	

※ H30.3月末時点

<H30橋梁点検計画(管理者別)>

管理者	管理施設数	計画点検数	備考
国土交通省	37,992	7451	
高速道路会社	23,652	5228	
地方公共団体	663,842	121,945	
合計	725,486	134,624	

※ H30.3月末時点

○中部地整において、平成30年度の点検計画数は、橋梁18,900橋、トンネル307箇所、道路附属物等1,270施設

<H30各構造物の点検計画>

注)長野県除く

道路施設	管理施設数	計画点検数	備考
橋梁	103,437	18,900	
トンネル	1,180	307	
道路附属物等	6,260	1,270	

※ H30.3月末時点

<H30橋梁点検計画(管理者別)>

注)長野県除く

管理者	管理施設数	計画点検数	備考
国土交通省	5,179	1,142	
高速道路会社	2,999	738	
地方公共団体	95,259	17,020	
合計	103,437	18,900	

※ H30.3月末時点

○三重県において、平成30年度の点検計画数は、橋梁2,998橋、トンネル38箇所、道路附属物等108施設

<H30各構造物の点検計画>

道路施設	管理施設数	計画点検数	備考
橋梁	20,010	2,998	
トンネル	219	38	
道路附属物等	754	108	

※ H30.3月末時点

<H30橋梁点検計画(管理者別)>

管理者	管理施設数	計画点検数	備考
国土交通省	1,473	299	
高速道路会社	430	165	
地方公共団体	18,107	2,534	
合計	20,010	2,998	

※ H30.3月末時点

【三重県】H30「道路橋」点検計画

H30.3月末時点

管理者名	管理橋梁数	H30	備考
国土交通省	1,473	299	
高速道路会社	430	165	
三重県	4,212	902	
津市	2,258	4	
四日市市	1,133	244	
伊勢市	443	94	
松阪市	1,775	362	
桑名市	601	230	
鈴鹿市	880	92	
名張市	327	114	
尾鷲市	189	68	
亀山市	310	66	
鳥羽市	148	16	
熊野市	411	2	
いなべ市	560	0	
志摩市	286	4	
伊賀市	1,594	48	
木曾岬町	224	58	
東員町	139	0	
菰野町	400	1	
朝日町	31	28	
川越町	72	1	
多気町	406	3	
明和町	240	0	
大台町	199	0	
玉城町	167	0	
度会町	64	0	
大紀町	166	45	
南伊勢町	313	39	
紀北町	257	37	
御浜町	154	55	
紀宝町	148	21	
三重県道路公社	0	0	
市町計	13,895	1,632	
三重県計	20,010	2,998	

【三重県】H30「道路トンネル」点検計画

H30.3月末時点

管理者名	管理箇所数	H30	備考
国土交通省	36	3	
高速道路会社	24	0	
三重県	130	18	
津市	2	0	
四日市市	0	0	
伊勢市	2	2	
松阪市	3	0	
桑名市	0	0	
鈴鹿市	0	0	
名張市	0	0	
尾鷲市	7	6	
亀山市	0	0	
鳥羽市	1	1	
熊野市	2	2	
いなべ市	1	0	
志摩市	0	0	
伊賀市	0	0	
木曾岬町	0	0	
東員町	0	0	
菰野町	0	0	
朝日町	0	0	
川越町	0	0	
多気町	1	0	
明和町	0	0	
大台町	0	0	
玉城町	0	0	
度会町	0	0	
大紀町	1	1	
南伊勢町	4	4	
紀北町	2	0	
御浜町	1	1	
紀宝町	2	0	
三重県道路公社	0	0	
市町計	29	17	
三重県計	219	38	

【三重県】H30「シェッド」点検計画

H30.3月末時点

管理者名	管理箇所数	H30	備考
国土交通省	26	0	
高速道路会社	0	0	
三重県	22	2	
津市	2	1	
四日市市	0	0	
伊勢市	0	0	
松阪市	0	0	
桑名市	0	0	
鈴鹿市	0	0	
名張市	0	0	
尾鷲市	0	0	
亀山市	0	0	
鳥羽市	0	0	
熊野市	0	0	
いなべ市	0	0	
志摩市	0	0	
伊賀市	0	0	
木曾岬町	0	0	
東員町	0	0	
菰野町	0	0	
朝日町	0	0	
川越町	0	0	
多気町	0	0	
明和町	0	0	
大台町	1	0	
玉城町	0	0	
度会町	0	0	
大紀町	0	0	
南伊勢町	0	0	
紀北町	0	0	
御浜町	0	0	
紀宝町	0	0	
三重県道路公社	0	0	
市町計	3	1	
三重県計	51	3	

【三重県】H30「大型カルバート」点検計画

H30.3月末時点

管理者名	管理箇所数	H30	備考
国土交通省	111	14	
高速道路会社	62	33	
三重県	35	0	
津市	0	0	
四日市市	2	0	
伊勢市	0	0	
松阪市	0	0	
桑名市	1	1	
鈴鹿市	0	0	
名張市	0	0	
尾鷲市	0	0	
亀山市	0	0	
鳥羽市	0	0	
熊野市	0	0	
いなべ市	0	0	
志摩市	0	0	
伊賀市	0	0	
木曾岬町	0	0	
東員町	0	0	
菰野町	0	0	
朝日町	0	0	
川越町	0	0	
多気町	0	0	
明和町	0	0	
大台町	0	0	
玉城町	0	0	
度会町	0	0	
大紀町	0	0	
南伊勢町	0	0	
紀北町	0	0	
御浜町	0	0	
紀宝町	0	0	
三重県道路公社	0	0	
市町計	3	1	
三重県計	211	48	

【三重県】H30「横断歩道橋」点検計画

H30.3月末時点

管理者名	管理橋梁数	H30	備考
国土交通省	83	9	
高速道路会社	0	0	
三重県	103	2	
津市	6	0	
四日市市	7	0	
伊勢市	0	0	
松阪市	1	0	
桑名市	17	7	
鈴鹿市	3	0	
名張市	0	0	
尾鷲市	0	0	
亀山市	0	0	
鳥羽市	0	0	
熊野市	0	0	
いなべ市	1	0	
志摩市	2	0	
伊賀市	0	0	
木曾岬町	0	0	
東員町	0	0	
菰野町	0	0	
朝日町	1	0	
川越町	0	0	
多気町	1	0	
明和町	0	0	
大台町	0	0	
玉城町	1	0	
度会町	0	0	
大紀町	0	0	
南伊勢町	1	0	
紀北町	0	0	
御浜町	0	0	
紀宝町	0	0	
三重県道路公社	0	0	
市町計	41	7	
三重県計	227	18	

【三重県】H30「門型標識」点検計画

H30.3月末時点

管理者名	管理施設数	H30	備考
国土交通省	88	17	
高速道路会社	158	14	
三重県	18	8	
津市	1	0	
四日市市	0	0	
伊勢市	0	0	
松阪市	0	0	
桑名市	0	0	
鈴鹿市	0	0	
名張市	0	0	
尾鷲市	0	0	
亀山市	0	0	
鳥羽市	0	0	
熊野市	0	0	
いなべ市	0	0	
志摩市	0	0	
伊賀市	0	0	
木曾岬町	0	0	
東員町	0	0	
菰野町	0	0	
朝日町	0	0	
川越町	0	0	
多気町	0	0	
明和町	0	0	
大台町	0	0	
玉城町	0	0	
度会町	0	0	
大紀町	0	0	
南伊勢町	0	0	
紀北町	0	0	
御浜町	0	0	
紀宝町	0	0	
三重県道路公社	0	0	
市町計	1	0	
三重県計	265	39	